

(案)

報告

# 軍事的安全保障研究について



平成29年（2017年）〇月〇日

日本学術会議

安全保障と学術に関する検討委員会

この報告は、日本学術会議安全保障と学術に関する検討委員会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

### 日本学術会議安全保障と学術に関する検討委員会

|      |        |         |                                      |
|------|--------|---------|--------------------------------------|
| 委員長  | 杉田 敦   | (第一部会員) | 法政大学法学部教授                            |
| 副委員長 | 大政 謙次  | (第二部会員) | 東京大学名誉教授、愛媛大学大学院農学研究科客員教授、高知工科大学客員教授 |
| 幹事   | 佐藤 岩夫  | (第一部会員) | 東京大学社会科学研究所教授                        |
| 幹事   | 小松 利光  | (第三部会員) | 九州大学名誉教授                             |
|      | 井野瀬久美恵 | (第一部会員) | 甲南大学文学部教授                            |
|      | 向井 千秋  | (第二部会員) | 東京理科大学特任副学長                          |
|      | 森 正樹   | (第二部会員) | 大阪大学大学院医学系研究科消化器外科学教授                |
|      | 山極 壽一  | (第二部会員) | 京都大学総長                               |
|      | 大西 隆   | (第三部会員) | 豊橋技術科学大学学長、東京大学名誉教授                  |
|      | 岡 眞    | (第三部会員) | 東京工業大学理学院教授                          |
|      | 土井美和子  | (第三部会員) | 国立研究開発法人情報通信研究機構監事                   |
|      | 花木 啓祐  | (第三部会員) | 東京大学大学院工学系研究科教授                      |
|      | 安浦 寛人  | (第三部会員) | 九州大学理事・副学長                           |
|      | 小林 傳司  | (連携会員)  | 大阪大学理事・副学長(教育担当)                     |
|      | 小森田秋夫  | (連携会員)  | 神奈川大学法学部教授                           |

本報告の作成にあたり、以下の職員が事務及び調査を担当した。

|    |       |                    |
|----|-------|--------------------|
| 事務 | 小林真一郎 | 企画課長               |
|    | 佐々木千景 | 企画課課長補佐(平成28年9月まで) |
|    | 吉本 崇史 | 企画課課長補佐(平成28年8月から) |
|    | 石井 康彦 | 参事官(審議第二担当)        |
|    | 松宮 志麻 | 参事官(審議第二担当)付参事官補佐  |
|    | 西川 美雪 | 参事官(審議第二担当)専門職付    |
|    | 大橋 睦  | 参事官(審議第二担当)専門職付    |
|    | 大庭 美穂 | 参事官(審議第二担当)専門職付    |
| 調査 | 川名 晋史 | 上席学術調査員            |
|    | 下田 隆二 | 上席学術調査員            |
|    | 辻 明子  | 上席学術調査員            |

# 要 旨

## 1 作成の背景

安全保障と学術に関する検討委員会は、安全保障にかかわる事項と学術との関係について、今日の時点で日本学術会議が採るべき考え方を検討することを目的として、2016年5月20日日本学術会議第229回幹事会決定にもとづき設置された。本報告は本委員会における検討、及び2017年2月4日開催の学術フォーラムの議論の成果をふまえてとりまとめたものである。

## 2 現状及び問題点

日本学術会議は1950年に「戦争を目的とする科学研究には絶対従わない決意の表明(声明)」を、また1967年には「軍事目的のための科学研究を行わない声明」を発出した。半世紀を経過し、近年、再び軍事と学術とが各方面で接近を見せている。その背景には、軍事的に利用される技術・知識と民生的に利用される技術・知識との間に明確な線引きを行うことが困難になりつつあるという認識がある。他方で、学術が軍事との関係を深めることで、学術の本質が損なわれかねないとの危惧も広く共有されている。また、防衛装備庁が大学等の研究者をも対象とした安全保障技術研究推進制度を2015年度に発足させ、これへの対応のあり方も検討を要するものとなっていた。

## 3 報告の内容

### (1) 科学者コミュニティの独立性

日本学術会議が1949年に創設され、1950年と1967年の二度にわたり声明を出した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。科学者コミュニティが追求すべきは、学術の健全な発展であり、これを通して社会からの負託に応えることであるが、学術の健全な発展への影響について慎重な検討を要するのは、軍事的な手段による国家の安全保障にかかわる分野である。この分野にかかわる研究を、本委員会では軍事的安全保障研究と呼ぶこととし、その拡大・浸透が学術の健全な発展に及ぼす影響を、安全保障と学術との関係について検討する際の焦点と考え、検討を進めた。

### (2) 学問の自由と軍事的安全保障研究

学術研究が、政治権力によって制約されたり政府に動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえつつ、学術研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保される必要がある。軍事的安全保障研究の分野では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐる、政府による研究者の活動への一方的な介入が大きくなる懸念がある。防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」は、研究委託の一種であり、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行わ

れ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入の度合いが大きい。

### (3) 民生的研究と軍事的安全保障研究

民生的研究と軍事的安全保障研究との区別は容易でない。基礎研究であれば一律に軍事的安全保障研究にあたらないわけではなく、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事的安全保障研究の一環であると考えられる。また、軍事的安全保障にかかわる技術研究の内部で、自衛目的の技術と攻撃目的の技術とが区別でき、自衛目的の技術研究は認められるとの意見があるが、自衛目的の技術と攻撃目的の技術との区別は困難な場合が多い。科学者が、自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することは難しい。研究の「出口」を管理しきれないからこそ、まずは「入口」において慎重な判断を行うことが求められる。

### (4) 研究の公開性

学術の健全な発展にとっては、科学者の研究成果が広く公開され、科学者コミュニティによって共有され、相互に参照されるようにすることが重要である。軍事的安全保障研究については、研究の過程でも研究後の成果に関しても、秘密性の保持が高度に要求されがちであり、自由な研究環境の維持について懸念がある。特に大学等における海外の研究者や留学生等との国際的な共同研究に支障が出ないか、自由で開かれた研究環境や教育環境が維持できるか、学生や若手研究者の進路が限定されないか等の懸念もある。

### (5) 科学者コミュニティの自己規律

いかなる研究が適切であるかについては、学術的な議論の蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要がある。科学者コミュニティは、学術研究のあるべき姿について社会と共に真摯な検討を続け、議論を進めて行く必要がある。そうした議論の場を提供する上で、科学者を代表する機関としての日本学術会議の役割は大きい。

科学者の研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、場合によっては攻撃的な目的のためにも使用されうる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、自由な研究環境や教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究については、その適切性について、目的・方法・応用の妥当性の観点から、技術的・倫理的に審査する制度を設けることが望まれる。また、それぞれの分野の学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

### (6) 研究資金のあり方

学術の健全な発展のためには、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生的な研究資金を充実させて行くことが必要である。

## 目 次

|   |                       |    |
|---|-----------------------|----|
| 1 | 科学者コミュニティの独立性.....    | 1  |
| 2 | 学問の自由と軍事的安全保障研究.....  | 2  |
| 3 | 民生的研究と軍事的安全保障研究.....  | 3  |
| 4 | 研究の公開性.....           | 4  |
| 5 | 科学者コミュニティの自己規律.....   | 5  |
|   | <参考文献>.....           | 7  |
|   | <参考資料1>審議経過.....      | 8  |
|   | <参考資料2>学術フォーラム開催..... | 10 |

本文書は、本検討委員会における審議の報告である。

## 1 科学者コミュニティの独立性

- 1) 日本学術会議が1949年に創設され、1950年に「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明[1]を發し、また1967年には同じ文言を含む「軍事目的のための科学研究を行なわない声明」[2]を出した背景には、科学者コミュニティの戦争協力への反省と、再び同様の事態が生じることへの懸念があった。
- 2) 科学者も戦争に動員されたに過ぎず、責任はないという立場に立てば、科学者コミュニティが反省する理由はない。戦後の日本の科学者たちは、動員されたこと自体に責任があると考えた。科学者コミュニティが政府からの独立性を確保できなかったことを反省し、独立性を確立することを目指したのである。
- 3) 科学者コミュニティが追求すべきは、何よりもまず、学術の健全な発展であり、学術の健全な発展を通して社会からの負託に応えることである。
- 4) 安全保障概念は大きく国家の安全保障と人間の安全保障に区分され、さらに前者が政治・外交的な手段による安全保障と軍事的な手段による安全保障とに区分される。
- 5) 一般に、学術の健全な発展への影響について慎重な検討を要するのは、このうち、軍事的な手段による国家の安全保障の分野である。この分野にかかわる研究を、ここでは軍事的安全保障研究と呼ぶ。日本における防衛装備技術の研究もここに含まれる。
- 6) 日本学術会議において、安全保障と学術との関係について検討する際の焦点は、軍事的安全保障研究の拡大・浸透が、学術の健全な発展に及ぼす影響である。
- 7) 日本学術会議はすべての科学者の代表機関であるが、問われているのは、従来は軍事的安全保障研究にほとんど携わってこなかった大学等の研究機関において、軍事的安全保障研究が拡大・浸透することをどう考えるかである。政府機関及び企業等と、学問の自由を基礎とする大学等の研究機関とでは、所属する科学者と機関・組織との関係が質的に異なる。本委員会では、主として大学等の研究機関における研究のあり方について検討した。

## 2 学問の自由と軍事的安全保障研究

- 1) 学問の自由とは、真理の探究を主目的とする学術研究の自由であり、学術研究が、さまざまな権威の中でもとりわけ政治権力によって制約されたり政府に動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、学術研究の自主性・自律性、そして特に研究成果の公開性が担保される必要がある。
- 2) 研究の適切性について、学術的な蓄積にもとづいて科学者コミュニティが規範を定め、コミュニティとして自己規律を行うことは、個々の研究者の学問の自由を侵すものではない。
- 3) 人権・平和・福祉・環境などの普遍的な価値に照らして研究の適切性を判断し、自己規律を行うことを通じて、それらの価値の実現を図ることは、科学者コミュニティの責務である。
- 4) 学術研究は、個々の研究者の自発的な研究意欲と、科学者コミュニティ内部の相互評価を基盤として行われるべきである。政府の各部門がそれぞれの行政目的に照らして行う研究助成・研究委託も重要であるが、それらが全体として、学術研究のバランスある発展をゆがめる結果につながらないように注意が必要である。
- 5) 軍事的安全保障研究の分野では、研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐる、政府による研究者の活動への一方的な介入が大きくなる懸念がある。
- 6) 防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」（2015年度発足）は、研究委託の一種であり、将来の装備開発につなげるという明確な目的に沿って公募・審査が行われ、外部の専門家でなく同庁内部の職員が研究中の進捗管理を行うなど、政府による研究への介入の度合いが大きい。

### 3 民生的研究と軍事的安全保障研究

- 1) 民生的研究と軍事的安全保障研究との区別が容易でないのは確かである。それは科学技術につきまとう問題である。
- 2) 軍事的安全保障研究に含まれるのは、ア) 軍事利用を直接に研究目的とする研究、イ) 研究資金の出所が軍事関連機関である研究、ウ) 研究成果が軍事的に利用される可能性がある研究、等である。範囲が広く、どこまで含まれるか判断が特に難しいのはウ) のカテゴリーであり、慎重な対応が求められる。
- 3) 基礎研究であれば一律に軍事的安全保障研究にはあたらないわけではなく、軍事利用につなげることを目的とする基礎研究は軍事的安全保障研究の一環であると考えられる。
- 4) いわゆるデュアル・ユースとは、民生的研究と軍事的安全保障研究とを区別した上で、両者の間の転用に注目する考え方である。
- 5) 軍事的安全保障研究から民生的研究への転用（スピノフ）の効果が喧伝されてきたが、アメリカ等では軍事的安全保障研究予算の比率が高まる中で、民生的分野でも可能な研究が軍事的安全保障研究予算により行われた面があるとも指摘されている。
- 6) 民生的研究から軍事的安全保障研究への転用（スピノン）が近年期待されるようになってきているが、学術研究にとって重要なのは、民生的分野の研究を、大学等・公的機関・企業等が連携して、基礎から応用までバランスのとれた形で推進することである。
- 7) 軍事的安全保障にかかわる技術研究の内部で、自衛目的の技術と攻撃目的の技術とが区別でき、自衛目的の技術研究は認められるとの意見があるが、自衛目的の技術と攻撃目的の技術との区別は困難な場合が多い。
- 8) 戦後日本では、民生的分野を中心として学術研究が発展し、社会に貢献してきた。
- 9) 科学者が、自らの研究成果がいかなる目的に使用されるかを全面的に管理することは難しい。研究の「出口」を管理しきれないからこそ、まずは「入口」において慎重な判断を行うことが求められる。



#### 4 研究の公開性

- 1) 学術の健全な発展にとっては、科学者の研究成果が広く公開され、科学者コミュニティによって共有され、相互に参照されることが重要である。
- 2) 軍事的安全保障研究については、研究の過程でも研究後の成果に関しても、秘密性の保持が高度に要求されがちであり、アメリカ等の研究状況に照らしても、自由な研究環境の維持について懸念がある。
- 3) 軍事的安全保障研究を含む先端的な研究領域では、安全保障貿易管理制度など、研究成果の公開に関する制約を単純化・明確化する制度の整備が必要である。
- 4) 軍事的安全保障研究を導入することで、大学等における海外の研究者や留学生等との国際的な共同研究に支障が出ないか、自由で開かれた研究環境や教育環境が維持できるか、学生や若手研究者の進路が限定されないか等の懸念もある。

## 5 科学者コミュニティの自己規律

- 1) いかなる研究が適切であるかについては、学術的な議論の蓄積にもとづいて、科学者コミュニティにおいて一定の共通認識が形成される必要がある。科学者コミュニティは、学術研究のあるべき姿について社会と共に真摯な検討を続け、議論を進めて行く必要がある。そうした議論の場を提供する上で、科学者を代表する機関としての日本学術会議の役割は大きい。
- 2) 生命科学分野の研究倫理規制はすでに広く行われている。また、わが国では原子力の軍事利用にかかわる研究は、「非核三原則」や法律に加えて学協会の自己規律によっても禁止されている。物理分野においては、軍事的安全保障研究についての自己規律が試みられてきた。
- 3) 科学者の研究成果は、時に科学者の意図を離れて軍事目的に転用され、場合によっては攻撃的な目的のためにも使用されうる。大学等の各研究機関は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、自由な研究環境や教育環境を維持する責任を負うことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究については、その適切性について、目的・方法・応用の妥当性の観点から、技術的・倫理的に審査する制度を設けることが望まれる。
- 4) それぞれの分野の学協会等において、それぞれの学術分野の性格に応じて、ガイドライン等を設定することも求められる。

## 6 研究資金のあり方

- 1) この間の国立大学の運営費交付金、とりわけ基幹運営費交付金の削減等により、基礎研究分野を中心に研究資金不足が顕著となっている。そうした中、軍事的安全保障研究予算により、研究資金が増加することへの期待が一部にある。
- 2) しかし、一般に軍事関係予算は経済合理性等による制約を受けにくいので、軍事的安全保障研究予算が拡大することで、他の学術研究を財政的にいっそう圧迫し、ひいては基礎研究等の健全な発展を妨げるおそれがある。
- 3) 学術の健全な発展のためには、科学者の研究の自主性・自律性、研究成果の公開性が尊重される民生的な研究資金を充実させて行くことが必要である。

## <参考文献>

- [1] 日本学術会議、声明「日本学術会議の発足にあたって科学者としての決意表明(声明)」昭和 24 年 (1949 年).
- [2] 日本学術会議、声明「戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明」、昭和 25 年 (1950 年).
- [3] 日本学術会議、声明「原子力の研究と利用に関し、公開、民主、自主の原則を求める声明」、昭和 29 年 (1954 年).
- [4] 日本学術会議、声明「科学の国際協力についての日本学術会議の見解 (声明)」、昭和 36 年 (1961 年).
- [5] 日本学術会議、声明「軍事目的のための科学研究を行わない声明」、昭和 42 年 (1967 年).
- [6] 日本学術会議、科学・技術のデュアル・ユース問題に関する検討委員会、報告「科学・技術のデュアル・ユース問題に関する検討報告」、平成 24 年 (2012 年).
- [7] 日本学術会議、声明「科学者の行動規範—改訂版—」、平成 25 年 (2013 年).
- [8] 日本学術会議、「日本学術会議第 170 回総会速記録」、平成 27 年 (2015 年).
- [9] 日本学術会議、「日本学術会議第 171 回総会速記録」、平成 28 年 (2016 年).
- [10] 日本学術会議、「日本学術会議第 172 回総会速記録」、平成 28 年 (2016 年).
- [11] 防衛省防衛装備庁、「平成 27 年度 安全保障技術研究推進制度公募要領」、平成 27 年 (2015 年).
- [12] 防衛省防衛装備庁、「平成 28 年度 安全保障技術研究推進制度公募要領」、平成 28 年 (2016 年).
- [13] 防衛省防衛装備庁、「平成 29 年 2 月 委託契約事務処理要領」、平成 29 年 (2017 年).

## <参考資料 1> 審議経過

平成 28 年

6 月 24 日 安全保障と学術に関する検討委員会（第 1 回）

1. 本委員会の位置付けについて
2. 委員長の選出、副委員長・幹事の指名と承認
3. 意見交換、今後の審議の進め方について

7 月 28 日 安全保障と学術に関する検討委員会（第 2 回）

1. 前回議事録（案）の確認
2. 論点整理（小森田委員）を受けて討議
3. 今後の進め方について
4. その他

8 月 24 日 安全保障と学術に関する検討委員会（第 3 回）

1. 各夏季部会での討議の報告
2. 軍事的利用と民生的利用、及びデュアル・ユース問題について
3. その他

9 月 30 日 安全保障と学術に関する検討委員会（第 4 回）

1. 第二部の夏季部会における意見交換状況について
2. 軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について
3. 安全保障にかかわる研究が、学術の公開性・透明性に及ぼす影響  
林紘一郎先生（情報セキュリティ大学院大学教授）からの説明  
杉山滋郎先生（北海道大学名誉教授）からの説明
4. その他

10 月 28 日 安全保障と学術に関する検討委員会（第 5 回）

1. 前回の総会・部会について
2. 軍事的利用と民生的利用及びデュアル・ユース問題について  
・西崎文子先生（第一部会員、東京大学大学院総合文化研究科教授）からの説明
3. 安全保障にかかわる研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響  
・安浦委員からの説明  
・佐藤委員からの説明  
・小林委員からの説明
4. 安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響
5. その他

11 月 18 日 安全保障と学術に関する検討委員会（第 6 回）

1. 安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響  
・防衛装備庁からの説明  
外園博一氏（防衛装備庁防衛技監）からの説明

鈴木茂氏（防衛装備庁技術戦略部技術振興官）からの説明

・池内了先生（名古屋大学名誉教授）からの説明

2. シンポジウムについて

3. その他

12月16日 安全保障と学術に関する検討委員会（第7回）

1. 研究適切性の判断は個々の科学者に委ねられるか、機関等に委ねられるか

・赤林朗先生（東京大学大学院医学系研究科教授）からの説明

・小沼通二先生（慶応義塾大学名誉教授）からの説明

・鈴木達治郎先生（長崎大学核兵器廃絶研究センターセンター長、教授）からの説明

2. 安全保障にかかわる研究資金の導入が学術研究全般に及ぼす影響

・吉川弘之先生（日本学術会議栄誉会員、国立研究開発法人科学技術振興機構特別顧問）からの説明

3. 日本学術会議声明をめぐる議論からの展望

・井野瀬委員からの説明

4. 今後の進め方

5. その他

・小森田委員からの説明

・小松委員からの説明

平成29年

1月16日 安全保障と学術に関する検討委員会（第8回）

1. 審議経過の中間とりまとめについて

2. その他

2月4日 安全保障と学術に関する検討委員会（第9回）

1. 日本学術会議学術フォーラムについて

2. その他

2月15日 安全保障と学術に関する検討委員会（第10回）

1. 学術フォーラムについて

2. 残された論点について

3. その他

3月7日 安全保障と学術に関する検討委員会（第11回）

1. 意思の表出について

2. その他

※ 幹事会及び総会における承認手続は未定のため、決定後記載。

## <参考資料2>学術フォーラム開催

### 日本学術会議主催学術フォーラム 安全保障と学術の関係：日本学術会議の立場

◆日 時：平成29年2月4日（土）13：00～17：00（開場：12：30～）

◆場 所：日本学術会議講堂  
（地下鉄千代田線乃木坂駅5番出口すぐ・国立新美術館隣）

◆開催趣旨：

日本学術会議は1950年、1967年に「戦争を目的とする科学研究」を行わないとの声明を発した。近年、軍事と学術が各方面で接近を見せる中、民生的な研究と軍事的な研究との関係をどうとらえるかや、軍事研究が学術の公開性・透明性に及ぼす影響などをめぐって審議すべく、「安全保障と学術に関する検討委員会」が設置された。同委員会の中間報告を受けて審議の状況等を紹介するとともに、内外から意見を聴取するため、学術フォーラムを開催する。

◆プログラム：

総合司会 大政 謙次（日本学術会議第二部会員、東京大学名誉教授、愛媛大学大学院農学研究科客員教授、高知工科大学客員教授）

13：00-13：05 開会挨拶

挨拶 大西 隆（日本学術会議会長・第三部会員、豊橋技術科学大学学長、東京大学名誉教授）

<第Ⅰパート：委員会中間とりまとめの状況報告>

13：05-13：35 委員会中間とりまとめの状況報告

杉田 敦（日本学術会議第一部会員、法政大学法学部教授）

<第Ⅱパート：日本学術会議の内外の意見>

進行 小松 利光（日本学術会議第三部会員、九州大学名誉教授）

13：35-13：50 学術がたどった歴史から学ぶ

兵藤 友博（日本学術会議第一部会員、立命館大学経営学部教授）

13：50-14：05 「学術研究のために」という視点

須藤 靖（日本学術会議第三部会員、東京大学大学院理学系研究科教授）

14：05-14：20 経営技術論的視点から見たデュアルユース

佐野 正博（日本学術会議連携会員、明治大学経営学部教授）

14：20-14：35 軍民両用（デュアルユース）研究とは何か—科学者の使命と責任について

福島 雅典（日本学術会議連携会員、財団法人先端医療振興財団臨床研究情報センター長（兼）研究事業統括）

14：35-14：50 防衛技術とデュアルユース

西山 淳一（公益財団法人未来工学研究所 政策調査分析センター研究参与）

14：50-15：05 大学と軍事研究

根本 清樹（朝日新聞社論説主幹）

15：05-15：20（休憩）

<第Ⅲパート：総合討論>

進行 杉田 敦（日本学術会議第一部会員、法政大学法学部教授）

15：20-16：55 総合討論

（学術フォーラム参加者と安全保障と学術に関する検討委員会委員による質疑応答）

16：55-17：00 閉会挨拶

挨拶 花木 啓祐（日本学術会議副会長・第三部会員、東京大学大学院工学系研究科教授）

17：00 閉会